

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	JR北海道等の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） JR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の資本準備金</li> <li>・ 特例措置の内容 資本準備金に係る商法の特例を適用した金額（国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金）を資本割の課税標準から控除</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第9条第1項		
減収見込額	[初年度] ー (▲552)	[平年度] ー (▲552)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和62年4月の国鉄改革により発足したJR会社等が日本国有鉄道から承継する財産の価格については、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第20条の規定に基づき、評価審査会が決定することとされたところ。 日本国有鉄道改革法第13条第2項に基づき、国鉄長期債務を承継させなかったJR北海道等においては、日本国有鉄道からの承継資産と、私鉄における売上高に対する資本金の平均比率等を勘案して設定された資本金等との差額の大部分（通常の法人においては債務に相当する部分）について、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）附則第4条に商法の特例規定を設けて形式的に資本準備金として計上した結果、事業規模に比して資本準備金の規模が著しく莫大となっている。 本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	国鉄改革は、日本国有鉄道改革法等に基づき行われた、政府全体あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策である。
	政策の達成目標	J R北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年3月31日までの5年間延長
	同上の期間中の達成目標	J R北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除する。
	政策目標の達成状況	J R北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である。
有効性	要望の措置の適用見込み	3事業者（J R北海道、J R四国及びJ R九州）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	J R北海道等の経営の安定化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本特例措置については、予算上の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	J R北海道等が安定した経営を持続させるためには、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合い相当額に対して外形標準課税の負担を課すことは適当ではなく、資本割の課税標準から当該相当額を控除することは、政策達成の手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成21年度の減税額：552百万円  平成22年度の減税額：552百万円  平成23年度の減税額：552百万円  平成24年度の減税額：552百万円  平成25年度の減税額：552百万円（見込）</p> <p>制度創設時から対象が3社であり、想定外に僅少であったり、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（資本金等の額） 351,200,100千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>JR北海道等の経営の安定化が図られている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>JR北海道等の資本準備金の特殊性を勘案して、本来的には資本準備金の性格を有しない、国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>JR北海道等の資本準備金の特殊性については、現在においても変わるものではなく、本来的には資本準備金の性格を有しない、このような国鉄長期債務見合いの資本準備金について、引き続き、法人事業税（資本割）の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度 創設  平成21年度 5年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>27—3</p>